

老人保健対象者の方(75歳以上、一定の障害がある方は65歳以上の方)へ



後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります～

後期高齢者医療制度では、対象者の皆さんが病気やケガでお医者さんにかかったときの医療費など、これまでの老人保健制度と同様の様々な給付サービスが受けられます。

今回は、その給付サービスの内容についてお知らせします。



申請をしなくても受けられる給付サービス

● 病気やケガの治療を受けたとき（療養の給付）

病気やケガでお医者さんにかかるときは、自己負担がかかった医療費の1割（現役並みに所得がある方は3割）で医療を受けられます。

● 入院したときの食事代（入院時食事療養費）

入院したときの食事代は、定められた金額【表1】を自己負担していただき、それ以外の食事療養費は、広域連合が負担します。

【表1】入院時食事代の定められた金額（一食当たり）

現役並み所得者（課税所得が145万以上）、一般	260円	
区分Ⅱ（※1）	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
区分Ⅰ（※2）	100円	

※1 区分Ⅱ・・・世帯の全員が住民税非課税の人。（区分Ⅰ以外の人）

※2 区分Ⅰ・・・世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費控除を差し引いたときに0円となる人。（公的年金等控除額は80万円として計算します）

☆区分Ⅰ、Ⅱの適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

● 療養病床に入院したときの食事代・居住費（入院時生活療養費）

療養病床に入院したときは、定められた食費【表2】と居住費を自己負担していただき、それ以外は入院時生活療養費として、広域連合が負担します。

【表2】食費・居住費の定められた金額

	一食当たりの食費	一日当たりの居住費
現役並み所得者（課税所得が145万以上）、一般	460円	320円
区分Ⅱ	210円	320円
区分Ⅰ	130円	320円
	老齢福祉年金受給者	無料

● 訪問看護を受けたとき

お医者さんの指示による訪問看護の利用については、医療と同様に1割の自己負担（現役並みに所得がある方は3割負担）で受けられます。

申請が必要な給付サービス

● 治療用コルセットや補装具など全額自己負担したとき

お医者さんの指示で治療用コルセットや補装具等を購入した際、一度全額負担したものを療養費として申請していただくと、9割（または7割）の払戻しを受けることができます。

【申請に必要なもの】 お医者さんの診断書、治療用コルセット等補装具の領収書、印鑑
金融機関の通帳（ゆうちょ銀行除く）